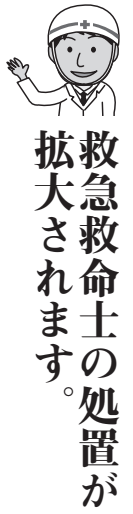


消防本部からのお知らせ

問い合わせ TEL: 0224-52-1050
FAX: 0224-52-1056



救急救命士の処置が 拡大されます。

当消防本部では、12月1日から救急救命士による処置拡大の運用を開始します。

今回の改正では、心肺機能停止状態の傷病者に限らず、血圧低下のショック状態等にある傷病者にも静脈路の確保と輸液（点滴）を行い、症状の悪化を防止します。さらに、低血糖が原因で意識状態が悪くなっている可能性がある傷病者に対し、血糖の測定を行い、低血糖状態になっている場合は、ブドウ糖溶液を点滴から投与を行う処置です。

血糖測定以外は医師の指示のもとに行われるもので、これまでの気管挿管や強心剤の投与等と同様、特定行為として、処置に追加されました。

拡大された処置を行うためには研修を修了し認定を受けることが必要条件です。

現在は限られた救急救命士のみでの運用開始となりますが、全救急救命士について早期に実施可能となるよう、体制を整えてまいります。

救命率の向上のため、皆様方のご理解とご協力をお願い致します。



露店を開く時は「事前の届出！」 消火器の準備と

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会で発生した火災を受けて、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正しました。

1 消火器の準備

祭礼や縁日のように一定の社会的広がりを持つ催しで、ガスコンロや発電機など、火災発生のおそれがある器具を使用する場合は、消火器の準備が必要になります。（友人同士のバーベキューや幼稚園等で父母が主催する餅つき大会のように、面識がある人たちだけの催しは除外されます。）



2 事前の届出

家庭用やスプレー式のものではなく、業務用の消火器を準備してください。

催しで露店等を出店する場合は、あらかじめお近くの消防署に届出をしてください。これは実施状況を事前に把握し、必要に応じて指導ができるようにするため義務付けるものです。ご協力よろしくお願致します。

（この内容は、消防署のホームページに掲載されています。）

私たちはまもります 火のようじん

10月29日、さわやかな秋晴れの空の下、川崎町立かわさきこども園では、第12回幼年消防クラブのつどいが行われました。

火事のない明るい地域づくりを目指し、紙芝居や歌を通して火に対する知識を学びました。

また、園児たちは消防用ホースを使ったくす玉割りや消防車の乗車を体験する

とともに、「私たちは、ぜったいに火あそびはしません。」と元気に防火を誓いました。



広がっています。「救命の輪」

普通救命講習会

日時 毎月第4土曜日
(12月は第3土曜日)

会場 大河原消防署(12・2月)
白石消防署(3月)

受付 角田消防署(1月)
講習日3日前まで

上級救命講習会

日時 1回目 2月19日(木)
2回目 2月20日(金)

会場 大河原消防署
受付 2月2日(月)～2月13日(金)

（この内容は、消防署のホームページに掲載されています。）